

令和 7 年度 新規・拡充事業（予定）

こども家庭・保健センター

事業名	事業要旨
妊娠出産子育て支援事業 【拡充】	【拡充内容】妊婦等に対する「出産・子育て応援交付金」に代わり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」として引き続き妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることとしている。 【給付内容】 妊娠届出時に妊婦に対し 5 万円、及び胎児の数×5 万円の 2 回給付
産後ケア事業【拡充】	【拡充内容】令和 7 年度より、集合契約に参加する。委任した兵庫県と、集合契約に参加する実施機関から委任を受けた一般社団法人兵庫県医師会、一般社団法人兵庫県助産師会が代表して契約をするもの。芦屋市民は、集合契約に参加している実施機関であれば、他市町村でも利用が可能となる。
HPV ワクチンキャッチアップ接種の経過措置【拡充】	キャッチアップ接種期間が「令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」であるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に 1 回以上接種している者については、期間終了後も公費で残りの接種を完了できるよう、経過措置を設ける。 【事業内容】 経過措置期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 対象者：平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 3 年間に 1 回以上 HPV ワクチンを接種した方
帯状疱疹ワクチン定期接種化【新規】 帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業【継続】	・定期接種化 B 類の定期接種として、個人の発病またはその重症化を防止することを目的に開始する。 【事業内容】 開始時期：令和 7 年 4 月 1 日から 対象者：原則 65 歳になる方、70 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの年齢になる方等 自己負担額：生ワクチン 4000 円、不活化ワクチン 11,000 円/1 回（予定） ・助成事業継続 兵庫県より帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業の延長が示されたため、対象者を変更し、令和 7 年度に限り継続する。 【事業内容】 接種期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 対象者：50 歳以上 60 歳以下の方 助成額：1 人あたり、ワクチンの種類問わず 1 回限り、4,000 円の助成（予定）

資料3

20・30歳の歯科健診（節目健診）【拡充】	生涯を通じて、歯及び口腔の健康づくりを進めるため、40歳・50歳・60歳の歯科健診（節目健診）に加え、「20歳・30歳の歯科健診（節目健診）」を実施し、更なる健康寿命の延伸を目指す。 【事業内容】 受診券利用期間：令和7年6月初旬から令和7年3月31日まで 対象者：20歳：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれのかた 30歳：平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれのかた
-----------------------	---